堺市報道提供資料

令和 8 年 11 月 26 日提供

教職員の失職について

以下のとおり、地方公務員法第 28 条第 4 項に基づき教職員が失職しました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向けより一層教職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく失職

失職者	概要	失職事由
市立中学校 教諭 （55 歳）	令和 8 年 8 月 13 日（木）、山形県鶴岡市内の国道で酒に酔った状態で乗用車を運転したとして、翌 14 日（金）、道路交通法違反の容疑で逮捕され、同年 9 月 3 日（木）、山形地方検察庁鶴岡支部から起訴されたもの。 同年 11 月 5 日（木）、山形地方裁判所鶴岡支部から拘禁刑 10 月、執行猶予 3 年の判決を受け、同年 11 月 20 日（金）、刑が確定し失職した。	地方公務員法第 28 条第 4 項に該当

（参考）地方公務員法（抜粋）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

第 1 号 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第 28 条

第 4 項 職員は、第 16 条各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

2 失職日

令和 8 年 11 月 20 日

問い合わせ先	担　当　課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電　　話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890